

令和7年度

島根県立図書館協議会

(第1回)

開催日：令和7年9月3日（水）

時 間：13時30分から15時30分まで

会 場：サンラポーむらくも 2F 祥雲の間

○佐藤課長 本日は大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。県立図書館総務課の佐藤でございます。本日の協議会の進行を担当いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。表紙から1枚めくっていただきまして、本日の名簿でございますが、お手元に差替資料を配付しております。阿川委員が本日欠席となりましたので、資料の名簿の差し替えをお願いいたします。次、めくっていただきまして本日の席次表、その次が次第、その次が資料1-1、右上のところに四角で資料の1-1と囲んでおります。次の資料が、資料1-2でございますが、こちらにつきましても、この1枚物ほど、お手数ですが差し替えをお願いいたします。資料1-2が2枚物でございます。次、めくっていただきましてA3を折り込んだものが資料2でございます。次、めくっていただきまして資料3、予算についての資料でございます。次のページからは参考資料となっております。右上のところに参考資料1と書いたもの、次が参考資料2と書いたもの、その次が参考資料3と書いたものでございます。その次は、資料のナンバーは書いておりませんが、「県立図書館へようこそ やさしい利用案内」、カラー刷りのパンフレットでございます。その次が、水色とピンクの冊子でございますが、「おすすめしたいこどものほん」、水色が小学生向け、ピンクが乳幼児向けとなっております。その次、1枚物でございますが、参考資料の6でございます。それと、別冊でピンク色の要覧は事前にお送りしております。

以上、御説明をしたところですが、資料に不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議ですが、皆様の前にございますマイクを利用いたしますので、発言時はマイクを利用して御発言をお願いいたします。

それでは、ただいまより令和7年度第1回島根県立図書館協議会を開会いたします。

開会に当たり、当館館長の原が御挨拶をいたします。

○原館長 皆さん、こんにちは。島根県立図書館の館長の原でございます。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙の中、またこの暑い中、御出席いただきましたこと、また日頃から本県立図書館の運営に対しまして御理解、御協力をいただいておりますこと、本当にありがとうございます。また、このたび島根県立図書館協議会の委員の改選期を迎えたところ、皆様方には快く御就任をしていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

本日の会議は、新たな協議会メンバーでは初めての開催となります。今回の改選によりまして、本日御欠席の方もいらっしゃいますけれども、10名の委員のうち5名が新たに就任いただく方となっております。継続の委員の方は既に御存じのことかと思いますが、改めてこの県立図書館協議会について少し説明させていただきます。

まず、この県立図書館協議会というものは図書館法という法律に基づく組織でございます。図書館につきまして、委員の皆様方から様々な意見を伺いまして図書館運営に役立てていく、そういったものでございます。公共図書館の運営につきましては、これも国のほうが法律に基づいて、運営上の望ましい基準というものを示しております。もちろん、この島根県立図書館についても基本的にこの基準に沿った図書館運営を行っているところでございます。

具体的に申しますと、1点目は、住民サービスを前提とした公共図書館としての運営。2点目は、市町村立図書館等の支援など県立の図書館としての運営。3点目は、「島根創生計画」など島根県としての施策の実現に向けて取り組む、島根県の行政機関である県立図書館としての運営。この3つを基本としているところでございます。委員の皆様からは、この協議会におきましてそれぞれの立場、地域の実情、日頃の思いなど、県立図書館への意見や御要望、御希望など、そういったことを意見としていただきたいと、そういうふうにご考えております。こういった御意見を伺うためにも、御存じかどうか分からないですが、基本的な島根県立図書館の情報を説明させていただければと思います。

県立図書館、館長以下36名の職員がおります。そのうち司書業務に携わる職員が、正規職員と短時間勤務である非正規職員を合わせまして司書のほうが29名となっております。内部組織としましては、松江市内にごございます県立図書館には主に内部管理を所管します総務課。図書などの貸出しや利用者からの調査、相談など、いわゆるサービスを所管する資料情報課。市町村図書館、学校図書館などへの支援や子どもの読書推進を所管する図書館支援課。これが松江市内のいわゆる県立図書館でやっております。また、浜田市内におきましても、県西部地域の市町村図書館等への支援を所管する西部読書普及センター、こういったものも浜田市内のほうにもございます。これで基本的な組織ということになっております。

この組織で図書館運営に当たっていきますが、基本的な考え方につきまして中期計画として策定したものが、第2次の「島根県立図書館運営方針及び活動計画」であり、これを令和5年度末に策定いたしまして、計画期間が令和10年度まで、今はこの5年間のうちの

2年目、そういったような時期でございます。この計画では4つの目標を立てておりまして、1つには県内の図書館との連携・協力。2点目に県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供。3点目に子どもの読書活動の推進。4点目に知の拠点としての調査・研究の支援。こうした目標について取り組むこととしておりまして、この計画の概要については後ほど説明させていただきます。挨拶とはいいながら県立図書館の説明みたいなことになって大変申し訳ないのですが、県立図書館の運営に当たりましては、もちろん利用される方のニーズに沿ったもの、また、県立図書館に来たくても来ることができない、そういった方へもサービスが提供できるよう、そういうような運営を心がけて取り組んでいるところでございますが、皆様方からも様々な意見を頂戴いたしまして、今後の運営に活かしていきたい、そういうふうを考えております。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。

本日は、三國委員、阿川委員が欠席でございますが、委員10名のうち8名の委員の皆様にご出席をいただいております。

島根県立図書館協議会規則第3条の規定によりますと、委員の過半数の出席を得ておりますので、本協議会は成立しておりますことを御報告いたします。

今年度は委員の改選がございましたが、委員10名のうち5名の方が新しく委員に御就任いただいております。本日は最初の協議会でございますので、委員全員の皆様から一言ずつ自己紹介を頂戴したいと存じます。

それでは、井上委員から名簿順にお願いいたします。

○井上委員 失礼いたします。松江市立忌部小学校校長の井上でございます。私は、島根県の学校図書館協議会を代表してこちらのほうに出席させていただいております。よろしくお願いをいたします。

○奥委員 お願いします。島根県立出雲工業高校から参りました奥若菜といいます。私は、島根県高等学校図書館研究会の事務局員として、今回この委員のほうとしてやってきました。初めてのことで分からないことが多く御迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○岩田委員 失礼します。岩田裕子と申します。日頃は、おはなしブリュッケンとして、それから、島根県立大学松江キャンパスの非常勤講師として大変お世話になっております。

今日はどうぞよろしく願いいたします。

○村上委員 失礼します。私、村上京子といます。このたび、未来へつなぐいのち島根県連盟といたしまして、旧島根県連合婦人会のほうの評議員をやっておりまして、浅津会長のほうから、今年度からお願いできないかということで、どういうものかというのをしっかり把握もしないままこの席にいるという状態なのですが、勉強する意味もありますので、一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いします。

○中林委員 失礼します。隠岐の島町図書館の中林と申します。実は3期目になりました。期間ばかり長いのですが、勉強不足で、私自身この会を通して図書館のことを勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

○伊藤委員 山陰合同銀行地域振興部産業調査グループの伊藤と申します。山陰合同銀行をはじめ銀行系のシンクタンクで研究員をやっておりまして、俗に言うエコノミストっていうものですが、主にこういう資料のユーザーとして大変関わり合いというか、関心を持っております。この会ではリサーチアンドコンサルティングの視点から考えるところを意見させていただこうかと思ひまして、前任の佐藤に代わり就任いたしました。よろしく願いいたします。

○金山委員 ライトハウスライブラリーの施設長をしております金山と申します。この協議会は2期目になります。読書バリアフリー法という法律を契機に、いろいろと障がい者サービスというところを県立図書館さんをお願いをさしあげたり、いろいろ厚かましいことを言いながら連携を取れたらなという形で参加をさせていただくことになりました。ライトハウスライブラリーは、視覚障がい者の図書館というか、そういうところが母体で、いろいろな情報を提供とかをしている施設ですので、そういった視点から協力ができたらなと思っております。よろしく願いします。

○木内委員 皆さんこんにちは。島根県立大学松江キャンパスから参りました木内公一郎と申します。一応、専門は図書館情報学ということで、現在100名を超える司書課程の学生の指導等行っております。本会議は学生から見たときも、やはり島根県の地域振興であつたりとか、図書館の振興において大変重要な会議であるというふうに位置づけておりますので、有意義な交流ができればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。

なお、県教育委員会及び事務局職員は多数でございますので、自己紹介は名簿に代えさせていただきますと存じます。

それでは、議事に先立ちまして、議長及び副議長の選任をさせていただきたいと思えます。同協議会規則第1条1項におきまして、議長1名、副議長2名を置くこととしております。また、同条第2項におきまして、議長及び副議長は委員の互選としております。議長、副議長の選任につきまして、委員の皆様から御意見がございますでしょうか。

御意見がないようでございますので、事務局案をお示ししたいと思えます。事務局案といたしましては、図書館運営や読書活動に御見識をお持ちであることや、本協議会につきまして熟知いただいておりますことを考慮いたしまして、議長を島根県立大学の木内委員様に、副議長を隠岐の島町図書館の中林委員様と島根県学校図書館協議会の井上委員様にお願いしたいと存じます。

御賛同いただけます方は挙手をお願いいたします。

〔賛同者挙手〕

○佐藤課長 挙手全員でございます。議長は木内委員様に、副議長は中林委員様と井上委員様に決定をいたしました。

それでは、木内委員様は議長席のほうへ移動をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。これ以降の議事は議長に進行いただきますので、よろしくをお願いいたします。

○木内議長 改めまして、木内でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

これより議事に入りたいというふうに思います。議事の進行は次第に沿って進めてまいります。

最初の議事は、島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）の概要について及び島根県立図書館の業務概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○坪内課長 失礼いたします。島根県立図書館の図書館支援課長の坪内でございます。座って説明をさせていただきます。

第2次に当たります「島根県立図書館運営方針及び活動計画」について、本日初めて出席される委員の方もおられますので、概要を説明させていただきます。

県立図書館では、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に、図書館が図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表するよう示されていることから、5年ごとに図書館サービスの基本的な考え方や施策の方向性を定めた計画を策定し公表しています。このたびの第2次の計画は、計画の期間を令和6年度から10年度までの5年間とし、基本理念は前計画と同じく、県民一人一人が個性を發揮

し、社会の一員として自立する人づくりと、心豊かに暮らせる活力ある地域づくりに資する知の拠点とし、この基本理念の実現のために新たに4つの目標を掲げ、図書館活動に取り組むこととしました。

1つ目の目標は、県内の図書館との連携と協力の推進ということで、市町村図書館等への支援を最初の目標として掲げております。県立や市町村の図書館は住民に対して適切な図書館サービスを行うという点で役割は同じですが、県立図書館には市町村図書館が円滑に運営するための援助に努めるという県立にしかない役割がありますので、それに該当する項目をこちらに含めています。方向性としまして人材育成の支援ということで、市町村図書館職員などの資質向上を目的とした研修の実施。また、相互貸借など、資料の提供に関する資料支援。そして、搬送事業による本の物流支援や横断検索システムの維持など、市町村図書館の運営の支援となるよう様々な取組を進めていきます。また、県内にある学校図書館、大学図書館など、関連団体と連携して読書の普及、振興につながる事業を計画的に行っていきます。

2つ目の目標。県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供について。ここには主に、多様な利用者に対応したサービスの提供と広報に関することをまとめています。来館が困難な方、障がいのある方、外国籍の方、様々な環境におられる方を想定し、例えば、来館しなくても受けられるオンラインによる図書館サービスの提供など、新たな取組を行っていきます。また、令和6年3月に「島根県障がい者基本計画」が改定され、当館が取り組む事業も関連しておりますので、県立図書館における読書のバリアフリーが進むよう取り組んでいきます。それから広報について、当館が行っている様々なサービスのことを県民に周知できているかという点と十分とは言えませんので、ホームページやメディアなどを活用して、引き続きPRを図っていきます。

3つ目、子どもの読書活動の推進について。こちらは令和6年3月に策定された県の「第5次子ども読書活動推進計画」と内容を連動させております。島根県では、子ども読書県しまねを掲げて、就学前の子どもを持つ親への働きかけですとか、学校図書館に着目した活用教育の推進などに取り組んでいます。県立図書館でも引き続き、子どもの読書に関わる方への支援として、読書ボランティアや学校司書を対象にした研修の提供や普及活動に必要な資料の提供、推薦図書をはじめとした子どもの本の情報提供など、子どもの読書活動の推進に取り組めます。

4つ目、知の拠点としての調査、研究支援についてです。島根に関する郷土資料につき

ましては、当館がどの図書館よりも多く島根に関する資料を所蔵し充実していると言えます。これが当館の特徴でもあります。島根に関する調査の依頼は県内外の個人、団体からありますので、これら調査・相談に対応できるよう専門的なスキルを持った司書を養成すること、またレファレンス事例の公開や調べ方に関する情報提供など、レファレンス機能の強化を図っていきます。そして、ポーンデジタル資料の検討、デジタル化した資料の公開といった郷土資料の提供や情報発信に関することを、国立国会図書館や大学図書館といった専門機関との連携についても知の拠点となるよう進めてまいります。

次のページには、今御説明した計画の内容を図にした体系図を載せております。この4つの目標に沿った島根県立図書館の業務概要について、続けて説明をさせていただきます。

資料は、資料1-2のほうを御覧ください。それぞれの目標ごとに実施している主な事業を取り上げてまとめています。私たち図書館司書は、本に関する専門職として蔵書の管理や利用者への資料提供、情報検索の支援といった、本に関する様々な業務を図書館の基本的な業務として日々行っておりますが、それ以外にも県立図書館として重点的に取り組んでいる業務があります。

まず(1)、県内の図書館との連携と協力の推進について。参考資料の1のほうを御覧いただけますでしょうか。令和7年度に予定しております、図書館職員等を対象にした研修等の計画を記載しております。市町村図書館からは、サービス向上に向けた職員のスキルアップのために研修に関する要望が多く上がっておりますので、県立図書館では毎年様々な研修の機会を提供しています。既に実施済みもありますが、令和7年度は20回程度研修を行う予定です。県立図書館職員が講師として行う研修や、専門的な知見のある外部講師を呼んで行う研修など内容は様々ですが、遠隔地の方が参加しやすいよう、講師等の都合がつけばオンラインを取り入れるなど、開催方法も工夫して実施しています。上から4番目の地域図書館職員研修は、県立図書館の司書が市町村に直接出向いて行っている研修でして、市町村の中にはいろいろな立場の職員さんがおられて、旅費や勤務の関係でなかなか遠くで行われる研修に参加できないという方が多くおられます。そういった方でも参加しやすいよう、市町村の要望に沿った形で日時や内容を決めて実施をしています。

もう一度、資料の1-2に戻っていただいて、市町村図書館等への相互貸借、協力貸出についてです。県立図書館の資料には、インターネットで本が検索できたり予約ができたりする個人貸出用の図書と、長期間大量に貸出しするために所蔵している団体貸出専用の図書の2種類があります。図書館には相互貸借といいまして、市町村図書館や大学図書館

などお互いに所蔵している本の貸し借りをを行うという仕組みがあります。個人貸出用の図書はそういう要求にも対応できるよう整備をしている本です。この相互貸借のうち県立図書館が貸出しする協力貸出につきましては、市町村図書館や大学図書館、県立高校、特別支援学校へは300冊以内、期間は30日以内で貸出しを行っております。そして、この県立図書館の本を市町村図書館へ届ける手段として、搬送便という県立図書館が主体となった物流システムを構築しています。当館から市町村図書館へ貸出しする資料や、市町村間でやり取りされる相互貸借資料を週3回の頻度で宅配便などを使って行き来させております。ちなみに、昨年度は1箱1件で数えて5,636件の荷物を市町村との間で行き来させました。年々、物流に係るコストが上昇しておりますが、市町村の図書館を通じて確実に本を県民に届ける手段として維持をしていきたいと思っております。それから、団体貸出用の図書による図書館、学校、幼稚園、保育所等への団体貸出ですが、1回の貸出しにつき100冊、期間は3か月以内という団体貸出や、図書が不足している施設を有している市町村に対して最大6か月、500冊以内を一括で貸し出すサービスを提供しています。ちなみに、この団体貸出用の図書は、読書普及を目的とした、どちらかといいますと入門書などの読みやすいものを中心に整備しています。調査や研究の目的でピンポイントでこの本が読みたいという要望に対しては、個人貸出用の図書の協力貸出で対応して、一方、公民館の図書室に本を置いて近くの住民に本を借りてもらいたいけど、自分のところには本が足りなくてというような声に対しては、団体専用の図書を提供しています。

次の、市町村との連携について。県立図書館の職員が市町村の図書館を訪問し、図書館業務に関する助言を行ったり情報交換を行ったりして、市町村の状況を把握するための巡回を行っています。

こちらについては、参考資料の2のほうを御覧ください。令和7年度の巡回と地域研修の計画を示した表をつけております。県立図書館から東部、西部、隠岐へ行くコースと、西部読書普及センターは西部地域にある図書館を中心に年2回程度訪問するように計画しています。図書館への訪問がメインですが、調整がつけば団体貸出を利用している公民館ですとか学校へ、本がどのように使われているか視察をさせてもらうこともあります。1回の訪問で2から3か所の図書館を回れるよう、訪問先では40分程度の時間を取っておりますが、市町村の図書館の方に助言をしたり直接情報交換をするなど、当館にとっても県内の図書館の状況を把握する貴重な機会となっております。また、この巡回の便を移用して、先ほども説明しました地域図書館職員研修を行っています。市町村支援で重点を置いてい

るのは、やはり人への支援だと思っております。市町村図書館の方と相互理解を深めたり連携強化を図るためにも重要な業務と捉えています。

次に、県内の関係機関との連携です。県立図書館には様々な協議会の事務局がありますが、その一つ、島根県図書館協会の事業として、今年は第2回島根県図書館大会を11月15日に開催する予定です。

参考資料の3のほうに大会の開催要項を添付しておりますので御覧ください。大田市にあります、あすてらすを会場に、午前中は県立長野図書館館長、森いづみさんの基調講演を、午後は島根県図書館協会に加盟している団体からの報告を予定しています。なお、こちら、この基調講演ですけれども、一般の方の参加も可としております。

度々すみません、もう一度、資料1-2に戻り、続きまして、ちょっと(2)を飛ばして、(3)の子どもの読書活動の推進に関する業務概要を説明させていただきます。

子どもが本と出会うきっかけはやはり家庭で、その次に子どもの生活に身近な場所としての保育園や幼稚園、学校、そして最寄りの図書館などの地域社会だと考えています。そして、子どもの読書活動を推進する上で重要なのは、保護者や教員、学校司書、保育士、ボランティアといった子どもの身近にいる大人が子どもの読書のサポートをしていくことが大切だと考えています。県立図書館では、そういった子どもの読書に関わりのある人への支援に重点を置いて取組を進めています。中でも、子どもの本に関する情報提供は図書館として重要と捉えておりまして、その一つとして「おすすめしたいこどものほん」という推薦図書リストを毎年発行しています。こちらのリストのほうも参考資料5として皆様にお配りしておりますので御覧ください。今年度は7月に2025年版を発行いたしました。乳幼児向け、小学生向けの2種類を作成しています。長く読み継がれた本と、昨年度に出版された新刊の中から実際に職員が読んで勧めたいと思った本を選んで載せています。リストは幼稚園や小学校など関係各所に配布しています。また、このリストに掲載されている新刊本をセットにして市町村図書館に貸し出しするサービスも提供しています。実際このリストを選書の参考として使っているとの声もいただいておりますので、地道な作業ではありますが、司書の専門性を活かすものでもありますので、今後も尽力していきたいと思っております。

次に、読書ボランティアへの支援ですが、県立図書館では平成24年から26年にかけて、読書普及の活動ができる親子読書アドバイザーというボランティアを養成しました。ボランティアと言いましたが、親子読書アドバイザーには市町村図書館の職員や保育士、学校

司書といった、ふだん業務で子どもの読書に関わっておられる方もおられまして、現在56名の方にアドバイザーとして登録をいただいています。保護者を対象に読み聞かせの大切さを伝えたいけれど、誰かお話ししてくれる講師はいないか、そういう相談が入ったときに親子読書アドバイザーの方に出かけてもらって、その地域で普及活動をしてもらっています。こういったことから県立図書館では、親子読書アドバイザーをはじめとした県内で活動するボランティアの方のスキルアップを図る目的で研修の機会を提供しています。ボランティアの方から、こういう研修を受けたいといった意見を参考にしながら適任の講師を探して研修を行います。ちなみに、令和7年度は7月6日に岡山から講師をお呼びして、新刊絵本の選書に関する研修を実施しました。

次に、幼稚園、保育所への支援としましては、通常の団体貸出による資料提供が主な支援になりますが、令和3年度から最近出版された絵本100冊をセットにして、市町村図書館を通じて幼稚園、保育所に貸し出す、「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」という愛称のサービスも行っています。

それから、学校への支援としましては、当然資料提供は行っておりますが、小・中学校、特別支援学校の図書館に勤務する学校司書で初任の方を対象にした研修を行っています。授業での活用に関する研修は教育委員会のほうでしておられますので、県立図書館では主に図書館の業務に関わる内容の研修を提供しています。学校図書館には司書資格のない方もおられますので、分類や本の整理、読み聞かせの基本、著作権といった図書館業務の基本となる部分を当館の司書が講師になって研修しています。

繰り返しになるかもしれませんが、子どもへの読書普及はそれぞれの自治体が前面に出て取り組んでおられ、地域内の幼稚園、保育所、学校などへの読書支援も地域差はあるかもしれませんが、市町村の図書館がそれぞれに取り組んでおられます。県立図書館としましては、そういった市町村図書館への支援ができるよう、子どもの読書に関する研究資料を整備したり、図書情報の提供や人材育成の支援、また読書サービスに関わる専任の職員を配置して子どもの読書推進に努めています。そして、子ども専用の部屋があるということも県立図書館の特色だと思っています。子どもを対象にした行事の開催など、子どもへの直接的なサービスを通して得た知見を、市町村図書館をはじめとした子どもの読書に関わる方に還元できるよう、今後も尽力していきたいと思っています。

私からは以上で、あとの(2)と(4)の説明は大野課長のほうが行います。

○大野課長 資料情報課長、大野です。よろしく申し上げます。

(2) と (4) の説明をします。資料の 1 - 2 の 2 ページ目を御覧ください。左側に (2)、県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供というふうに書いてあります。島根県立図書館の業務ですけれども、皆さん御存じのとおり、図書館は本があつて本を貸し出すこと、これが皆さん御存じの図書館の業務です。今、島根県立図書館の業務概要というところに 6 つ項目を上げておりますけれども、一番上の項目に、多様な情報資源の収集・保存・提供というふうに記載しております。今そこに、図書をはじめ、雑誌、新聞、視聴覚資料、大活字本、外国語資料などの収集、法情報、新聞、農業などのデータベース整備により、多様なニーズに対応した資料及び情報を提供というふうにしております。以前は多様な資料ということでしたけれども、データベースやインターネットの情報なども収集しまして、それを皆さんに提供するというようになっております。

2 つ目から 5 つ目までのものについては、図書館の基本的な業務について島根県民の皆さんに使ってもらいやすくするための業務と言つていいかと思つています。

2 つ目の、非来館によるサービスの提供です。普通、図書館は、図書館に来館して、そこで登録をして貸出しをしてつてというのが通常のサービスの利用の仕方だと思つていただつても、オンラインで利用が登録、利用者登録ができるようにしております。また、ウェブ上で貸出図書の延長手続や予約ができるようにしてござりまして、そのことを My ライブラリというふうに言つております。それから、利用者が県立図書館に借りに来ることはできても返しに来るのはなかなか大変ということで、例えば、松江ではない安来であるとか雲南であるとか、ほかの地域の図書館で返却できること、それから、インターネットで申し込んで最寄りの図書館で受け取ることができる。このことを遠隔地利用者図書貸出サービスというふうに言つておりますけれども、そういったサービスをやっております。

続いて、障がいのある方へのサービスですけれども、直接自宅へ図書を送付する郵送貸出制度を実施しております。通常は、島根県内でも遠い方でも最寄りの市町村の図書館まではお送りするんですけども、障がいのある方に対しては直接自宅までお送りする制度を設けております。それから、視覚障がい者など活字を読むことが難しい方を対象に、点字資料、録音資料、デージー資料等をダウンロードして提供できるサピエ図書館というのがあるんですけども、そのサービスを実施しております。それから、ライトハウスライブラリーさんがやっておられます「ららふえすた」という催しに参加、出展させてもらつて、読書バリアフリーの普及促進をしております。

続いて、課題解決支援ですけれども、図書館においでになる方は、読書を楽しむ方もい

らっしゃいますけれども、いろんな課題を持って図書館においでになる方もおられます。特に、法律であったり農業であったりビジネスであったりということがありまして、講演会、法テラスの講演会、行政書士の相談会、農業講座など講座を開催しております。あわせて、県立図書館にある資料のリストを作成して皆さんに配布したり、それを継続的に置いておりまして情報提供をしております。県立図書館にはビジネス・就業支援コーナーを設置しております利用してもらうとともに、よろず支援拠点の相談会を続けております。

それから、定例文化講座ですけれども、古文書を読む会、万葉集を読む、戦争体験記録DB構築講座、バックヤードツアーなど、図書に関わるいろんなイベントをやっております。それから毎年、学生さん、中学生さん、生徒さんの職場体験、実習、見学などを常に受けておりまして、その中で図書館の使い方、情報検索の仕方などをお知らせしております。

それから、広報ですけれども、なかなか皆さんに図書館使ってくださいというふうに伝えても難しいところがありますが、ホームページとXで情報発信をしております、広くPRしておるとともに、それから実際に図書館を利用される方にはチラシ等でイベントなどを御案内しております。

それから参考資料4ということで、やさしい日本語で書かれた利用案内というのを用意しておりますが、緑色のものですが、昨年度、職員が実際、参考にして作ったものですが、これを館内配付するのとホームページに公開しております、誰でも利用しやすい図書館であることを広報しております。まだニーズがどこにあるのかっていうのが捉え切れていないところもありまして、今後、実際に必要な方に届くようにしていきたいなというふうに思っております。

続いて(4)、目標の4のほうをお願いします。次の紙の裏面になります。4つの目標の(4)、知の拠点として調査・研究の支援とあります。図書館ですが、最初に私のほうで、図書館は本があって、本を貸し出すことが業務のメインというふうに話をしましたが、図書館の機能というのが、実は資料の貸出し、資料提供というのが片一方であって、もう一つは情報サービスっていうのがもう一つのメインの仕事というふうに言われております。ただ、一般の方は、図書館は本を貸し出しているところというふうに思っておられまして、レファレンスという言葉をお聞きしない方も多いんですけれども、図書館は資料の提供と情報の提供、情報サービスを行っているというのが表向きというか、図書館学でも教えられるところになります。今この(4)の知の拠点として調査・研究の支援というところはそ

ういったところになります。

1つ目の項目ですが、多様な情報資源を用いた調査・研究の支援ということになります。利用者からの様々な問合せを受けるレファレンス専任職員を配置し、各種事典類やデータベース等のツールを用いて、高度化かつ多様化した調査・相談に対応しております。来館して対面で応じることもありますし、メールでも受け付けております。もちろん電話や郵送で来ることも時々あります。それから、社会課題たくさんありますけれども、それに対応する調査・研究に必要な資料を常に収集しております。それから、諸課題を所管する県庁各課の施策と連携して、毎月タイアップ資料展示や関連イベントを実施しております。

これは参考資料の6を御覧ください。図書館には本もありますが、ポスターやチラシも情報資源になります。様々な情報がありますけれども、島根県の県庁の各課はいろんな課題を持っておりまして、その課題を県民の皆さんにお伝えしたいという立場にあります。図書館のほうとタイアップをしまして、図書館のほうは関連資料、図書館にある資料を用意して、各課のほうはポスターやチラシのほうを用意して、併せて展示をしたり講演会を開いたりということをして続けてやっております。また、この後、見学においでいただくときに御覧いただけたらというふうに思っております。

2つ目の項目になりますが、郷土資料の収集・保存・活用です。世界唯一のコレクションだというふうに思っておりまして、島根県のことを知るには島根県立図書館の様々な資料を使うといいなというふうに思っております。それも我々だけではなくて専門機関や関係者の協力を得て、島根に関わる様々な媒体の資料を網羅的に、網羅とはなかなか言えませんけれども、網羅的に収集、保存しております。連絡手段をたくさん持っておりまして、いろんところから、普通に出版されている書店に売れてるものだけではなくて、様々なルートを通じて、パンフレットからちょっとしたものまで収集するようにしております。

2つ目、県内の郷土資料の情報の把握、及び充実のため各市町村に郷土資料モニターを委嘱し、訪問協議や連絡会議を実施しております。市町村とのつながりは深く大事にしているつもりです。お互いに市町村の図書館さん、県立図書館、お互いに地元の情報を把握、充実していくということを考えてやっていることです。

3つ目、古文書等希少性の高い歴史資料のデジタル化を進め、館内のパソコンでの閲覧利用を推進。利用頻度の高い資料は、ホームページ「しまねデジタル百科」で公開。ホームページ、一度御覧いただけたらと思うのですが、**「しまねデジタル百科」**のほうでは松江城下絵図であるとか、出雲大社の境内図であるとか、隠岐の島図であるとか、いろ

んな絵図であったり、松江のお殿様の履歴が書いてあるような資料であるとか、そういったものを公開しております。そのほか、利用頻度は高くないですけども、保存のためにデジタル化しているものがたくさんあり、こういったものは図書館の中で御覧いただくことができます。

3つ目です。博物館・美術館等との連携。島根県内に博物館、美術館いろいろありますけれども、当館の資料を出展することもたくさんありますし、学芸員の皆さんは大体、次の企画を考えられるときに図書館の資料などを使って研究をしておられます。

2つ目、国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化送信館の参加館になっております。デジタルコレクションというのをぜひ一度御覧いただきたいと思うんですけども、国立国会図書館が著作権の切れた資料を次々にデジタル化してウェブに公開しております。ただ、その著作権の関係で全ての人に公開できるものとそうでないものとありまして、県立図書館であるとか、手を挙げた図書館については、その図書館までは見ることができるということがありまして、それがこのデジタル化資料送信サービス参加館というふうになります。これによって国立国会図書館が持っている資料を当館で閲覧することができております。以上になります。

○木内議長 御説明ありがとうございました。この件につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。目標の（４）のところなのですが、知の拠点として調査・研究の支援ということで、私も仕事上、調べ物をする人が多いもので、かなり積極的に利用させていただいているんですが、この中で、郷土資料の収集・保存・活用ということで幾つか項目がありまして、この中で、例えば行政、知事部局を中心にいろいろ紙ベースの資料って日々生成されていってると思うんですが、県サイドに著作権のある著作物については、例えば何らかのデジタル化した資料に少し加工しまして、そういうものを図書館なり県政情報センターなり、そういう情報提供の部署でいいと思うんですが、そういうところで閲覧可能な状態にさせていただけると、それも含めたテキスト情報を例えば一括して検索ソフトにかけて、一気にキーワードベースでいろんなものを探す手間が省けたりとか、大変その点では業務効率化にも役立ちますし、探すときの手間暇ですよ、図書分類の細かいルールを知らなくても、さっと目当ての情報にアクセスできるという点では非常に助かるわけなんですけど、そういった積極的にデジタル著作物を生成していくと

か、そういうふうな話っていうのはどっかに出てきてたりするんでしょうか。

○大野課長 ありがとうございます。ありがたい提案で、我々図書館の職員にとっても県がそういうことをやってくれないかなと思うところです。現在、どういうふうに行っているかといいますと、それぞれの部局が今まで紙ベースで出していたものを、私の部局は紙ベースで出すのをやめてデジタルにしてホームページにアップしてそれでおしまいにしていうのを銘々にやっているところです。図書館のほうはそれでは困るので、それぞれの部局に頼んで、ホームページに載ってるデータを紙ベースに我々のところで印刷して、それを図書館に置いてもいいかということの許可を得てそういったことをやっている状態です。ですので、図書館では紙ベースでは用意してはありますが、今おっしゃったようにデータで県全体のものを統一して出せるようになると、これは理想だな、いいなというふうに思ったところです。

○伊藤委員 多分、それができると、ここにいろいろ上がってましたけど、必ずしも来館しなくても、おのおのの持っているパソコンとかですぐ、さっそう情報が探せるということにもなりましようから、そうすると遠隔地にお住まいでなかなか県立図書館までお越しになれない方も恐らく大変助かるんじゃないかという気もしていて、ぜひその辺は業務として何か県全体の仕組みとして何か構築してもらえるといいんだろうなというふうな気がいたします。

○大野課長 ありがとうございます。国の統計、それから県の統計、それぞれデータベースはできておりますけど、やっぱり統計、部局のベースで行っておりますので、今後統一的なものができるとうれしいなというふうに図書館の現場の職員も思っておるところです。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○木内議長 ありがとうございます。

ほかの委員の方どうぞ、ありましたら。

○井上委員 一部関連して。

○木内議長 井上委員、お願いいたします。

○井上委員 先日、松江市立の図書館協議会に参加してまいりました。松江市の図書館は今、令和9年度に向けて電子図書館化の動きをしたいということで、委員を集めて協議会を行われました。松江市が考えている目的の一つは、子どもたちの不読率を下げていくために、市内の中学生及び小学生には専用IDを配って、自分のパソコンから図書を読んでいくということを仕組みとしてやっていきたいということでした。先進地として、東大阪

市の様子を知らせてくれましたけど、もう飛躍的に伸びたと、特に中学生の図書に対する読書の回数が増えたというふうなお話でした。

それと、もう一つはバリアフリー化です。先ほど言われたように図書館に行けない人たちのために電子図書館化をしていくということでした。やはり子どもの読書活動の推進ということで、幼児とか低学年のお子さんに対しては非常に手厚い活動をされていますが、中高生の不読率の高さが大変課題になっていますので、そこに向けて県立図書館としても、電子図書館化だけではないと思うんですが、何か策を打っていただくと大変喜ぶかなというふうに思っております。

○坪内課長 ありがとうございます。私どもも中高生の不読率っていうことは本当に大きな問題だと思っております、以前この図書館協議会で木内先生からも、ヤングアダルトサービスに関する何か研修をしてほしいという意見を受けて、昨年度そういった研修を中学生の司書さんにも聞いてもらえるように、他県の事例ですけれども、そういった研修をちょっと組んだりをして、何かできないかということを探ってる状況です。さっきおっしゃられた、子ども向けの電子書籍について本当いろいろなものが出ていて、市町村が提供しているものについては定額制で、何冊でも読めるようなものがあったり、それはもう大分予算が、かなりお金がかかるものかもしれませんが、いろんな種類が出てるといふふうにも思っております。今すぐ県立図書館でどうこうっていう、そこまでの議論はいつてないんですけれども、でも中高生の不読率が少しでも抑えられるようにというか、例えば本当にさっき言った図書情報の提供とかも含めて、何かアプローチしていこうというふうにはちょっと思っておりますが、これをしたからすぐ解決するっていうのは本当に、長年ずっと関わっておりますけれども、難しいなと思いがらいるところです。だけど、その現場の声も聞きながら、こういうことをしたら何か効果があったよとか、そういったことの情報も得ながら何か取り組んでいけたらなというふうに思っております。

○木内議長 ありがとうございます。

では、中林委員お願いします。

○中林委員 関連してなんですけども、電子図書館について、先般開かれました公共図書館協議会で講師の先生がおっしゃってた、全国で1,788自治体のうち、591の自治体がもう既に電子図書館を導入していると。図書館全体、館数でいくと約5割が、まあ東京都とかそういうところはかなり入れられてるんで、まあ5割の図書館がもう電子図書館化しているというお話でした。やはり課題となるのは、ライセンス使用料やバージョンアップの予

算がかかるということで、松江市さんとか大きなところは入れられますが、こういう小さな町とかそういうところではなかなか困難ではないかと。そういったときに事例として、長野県の事例でしたかね、県が導入して各市町村が負担金を払って大きなシステムに入るというようなお話がありました。非常に私それが効率的ではないかと。それぞれが違うシステムを導入するよりは、一つのシステムで負担金で賄うというような制度も検討の余地があるのではないかなというふうに考えております。やはり不読率が上がるということと、やっぱり一般の方の読書離れっていうのもかなり問題になってまして、仕事をしているとどうして読書ができないかというような本がベストセラーになったりしているような状況ですが、やはりこれは今後数年以内にますますこの電子図書館化は進んでいくというふうに思われます。現在、デジタル媒体で本を読める世代というのが6割を超えたというような話ですので、やはりそういった時代についていくというか、先手を打つ必要があるのではないかとというふうに考えておりますので、御検討のほうをお願いします。

○木内議長 大野課長お願いします。

○大野課長 ありがとうございます。長野の事例は我々のほうでもつかんでおりまして、全国で唯一のやり方です。やはりそれぞれの市町村、県独自に入れられるところがほとんどでして、長野の事例のほうちょっと話を伺いましたけれども、業者のほうはちょっと嫌がってるというのも聞いております。検討の余地はあるかなというふうに考えております。

○木内議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

岩田委員お願いいたします。

○岩田委員 私からは子どもの読書の普及についてですけども、ちょっと電子の前にやっぱり小さい子ほど、やっぱり人の存在がすごく大事だというふうに日々活動していて思ってます。私、おはなしブリュッケンとして子どもにお話を語る活動をしておりますけども、月に1回、県立図書館さんでお話し会をさせていただいております。市内の保育所、幼稚園、それから小学校、中学校、合わせて、ブリュッケンとしては9か所、授業であったり、お昼寝前であったり、時間の取り方は様々なんですけども、活動させていただいています。そのときに、必ずお話をした出典本の紹介や関連本の紹介をして、それから、県立図書館さんでのお話し会の御案内も必ずしております。そうすると、そこで聞いた子どもたちが、おうちに帰って保護者の方にその話をして、それで、県立図書館の月例のお話し会に家族で来ていただくっていうことが、結構あるんですよね。それで、一緒に親さん

と、親さんも子どもさんと一緒にお話を聞くっていうこともあれば、親さんだけは2階に上がっていかれて、御自身の楽しみのために本を読んでおられるっていうこともあります。

何かそういうのを見ていると、足を運ぶよさっていうのはすごくあるなっていうふうに私は思っています。本当は、ブリュッケンとしては、親さんも一緒にお話を聞いていただきたいんですけども、何か、おはなしブリュッケンの活動を通して、何か図書館に足を運んでもらって、何かそこから親子さんの会話だったりとか、関係性が広がるっていうのもいいなっていうふうに思っております。

また、紹介した本も親子さんで一緒に読んでくださったりとか、子どもが学校でこういう話を聞いて面白かったから今日は来ましたって言っていただけると、私たちは本当に何かこの活動、今年で29周年になるんですけども、やってきてよかったなっていうふうに思います。以上です。

○木内議長 有意義な御意見ありがとうございます。特に、事務局からコメントありますか。

○坪内課長 先ほどもおっしゃっていただいたブリュッケンさんに、本当、毎月1回欠かさずに本当にお話し会を開催していただいております。それで、図書館といいますと、本当に不特定多数の、その日、何人ぐらい来るか分からないという状況で開催しておりますが、一応、県立図書館では、おおむね4歳以上からっていうふうに、聞かれたときにはお答えしておりますが、親子で連れ立ってこられる場合もあれば、子どもさんたちだけで参加される場合もあって、していただいていることにありがたく思っております。

多分、それぞれのところで活動されたことを受けて、さっきおっしゃられたみたいに、図書館のほうに、あのときに聞いたお話をって、探しに来られる方もあるので、そういったいろいろな方法でじゃないですけども、身近なところから子どもの読書普及を広げるってことも必要だなというふうに思っております。ありがとうございます。

○岩田委員 もう一つだけ。お話し会が始まる前に、子ども室の職員さんが、もうすぐお話し会始まりますっていうふうに促してくださって、やっぱり、子どもたちからすると、よく知っている大人の方からそうやってお話をされると、ああ、行ってみようかなっていうきっかけにもなるので、本当にいつも感謝しております。ありがとうございます。

○木内議長 どうでしょうか。時間の関係でもう一方ぐらい御意見の時間がありますが、いかがでしょう。

では、村上委員お願いいたします。

○村上委員 すみません、初めてこういう場に参加させていただいて、詳しいことはあまりちょっと知識としてないんですけども、自分の町の図書館とちょっと考えてみまして、通ってる子どもというか、子どもが図書館にいるっていう状況が浮かばないんですよ。読書離れということもあるんじゃないかなとも思うんですけども、保育園の間は読み聞かせとしてお母さんが寝る前に本読ませてあげる、そうやって寝かせている。でも、それは小学校に上がるとそういうことが何かだんだんなくなってきているような気もいたしますし、それから、図書館に通ってるとか、図書館から本を借りてるっていうのは、なかなかないような状況じゃないかなと、自分の町の図書館を見まして思ってるようなところなんです。

その辺は小さな町でもありますし、図書館の司書さんたちはどういうふうにお考えで、どういうふうな方向でもっていったら、図書館、読書離れっていうのが減っていくのかなというふうにお考えなのかなというところは、ちょっと疑問でもあるんですけども、そういう県とのつながりとは、そういうところはどうかとちょっと考えたりするので、また、もしいい知恵があるのでしたら、教えてあげていただきたいな、教えていただきたいなというところです。

○木内議長 事務局から何かコメントございますか。

○坪内課長 お聞きしてもいいのか、ちなみにどちらの図書館に……。

○村上委員 日原です。

○坪内課長 ああ、日原。新しく最近リニューアルというか、新しい建物になったと思います。最初に言ったかもしれませんが、なかなか子どもさんたちが、子どもの力だけで、最寄りの図書館だったら行けるかもしれないんですけども、県立図書館も含めちょっと距離があると、やっぱりそのサポートする大人が連れてってくれないと行けないというのがあって、だけどその子どもたちがやっぱり、なかなか図書館には行けないけれども、自分が今通っている幼稚園や保育所や、さっき言った小学校とか身近に出会える場所として本があるよというので、学校図書館に力を入れたり、幼稚園や保育所のほうに貸出しの資料を当館でも支援したりということで押してますので、当然、日原の図書館さんもそういうのを活用して地元の幼稚園とかにも下ろしておられるはずなんです。なので、どうしても日中とか保護者の方が連れていかないという距離がある場合は、お見かけすることはないかもしれないんですけども、子どもが身近にいる場所で、それぞれの図書館が何かしらちょっと、力の入れ具合はいろいろあるかもしれませんが、やっておられるものと思いますし、御相談を受けたときには、当館のほうもそうやって資料を提供したり、

情報提供をしておりますので、読書普及はそうやって地元で進んでいってるのではないかなと思っております。

○木内議長 ありがとうございます。

伊藤委員。

○伊藤委員 今、いろんな委員の方からも御指摘がありましたとおり、恐らく、究極的な読書習慣を身につける場だとしては、おうち図書館だと思うんですね。私の部下もそうなんです、はっきり言って本を読みませんので、文章を書かせりゃろくな文が書けないというのは、まさに読書しないことが非常に悪い例として出てきているってこともあるんですが、多分、親御さんとか身の回りの御家族とかが本読まなけりゃ、多分、子どもって本読むようにならないと思うので、恐らく、読書習慣を身につけさせたいのであれば、図書館とかそういう空間でももちろんいいんですが、家庭でもう少し何かできることっていうのを考えていったほうが、案外早道なのかなっていう気もしてまして、私、業務上、部下のそういうふうなことも口酸っぱく言うんですが、まあ、ならないのは、先ほど中林委員がおっしゃられたような感じのこともありますし、ちょっとそこら辺、なかなか個々の事例に手を突っ込もうというのは、図書館組織上難しい面はあるかとは思いますが、そこら辺まで少し視野に入れた何か手を打ってもいいのかなと。

G I G Aスクール端末、学習用端末使うっていうのも一つですし、どこに行っても本を読んでもやつらがいっぱいいると、そういう空間に身を置けば、俺も読もうかなとか、というような気分になるかもしれませんし、あの手この手でやっぱりちょっと、しつこくやっていかないと駄目なのかなという気がしております、そこはぜひ、ちょっとこの先の議事を先走るようでもあります、実際の何か現場の施策というか取組として、何か考えられてもいいのかなという気がいたします。

○木内議長 時間の関係で先に議事を進行させていただいて、伊藤委員の御意見、またお願いしたいというふうに思います。

続きまして、令和6年度島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）の進捗状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○坪内課長 それでは、資料2、令和6年度島根県立図書館運営方針及び活動計画の進捗状況を御覧ください。

第2次計画では、目標の達成状況を把握し計画の評価を行うために、4つの目標に併せて12の指標を制定し、進行管理を行っています。前計画から引き続き指標としているのは、

①の相互貸借冊数、②横断検索による検索数、③県内公共図書館の県民1人当たりの個人貸出冊数、④遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数、⑨レファレンス受付件数の5つで、それ以外の7つが、今回新たに設けた指標になります。

数値目標の設定としましては、令和10年度までに到達したい数値を設けたものや、毎年この数値までは達成したいということで設定したものもあります。昨年度3月に開催しました図書館協議会では、令和7年1月末時点での数値を報告し、進捗の状況を説明させていただきました。本日は、令和6年度の実績が確定しておりますので、改めて指標の説明をさせていただきたいと思います。

まず、①の相互貸借冊数です。県立図書館から県内の市町村図書館、高校、大学図書館へ個人貸出用の図書を貸し出した冊数を示しています。令和5年度が9,588冊で、令和6年度が9,530冊と若干減少しましたが、ここ5年間は1万冊前後で推移している状況です。

②の横断検索による検索数は、昨年度が9万5,713件で、昨年度と比較すると減少しています。令和3年度のシステム更新により、以前のものより横断検索システムが使いやすくなったことから、令和10年度の目標を12万8,500件としておりますが、まだ10万件には到達していない状況です。

③の県内公共図書館の県民1人当たりの個人貸出冊数ですが、令和5年度と同じ4.35冊でした。令和5年度は、貸出し総数が280万363冊だったので、令和6年度のほうが貸出し総数は減っているんですけども、全体が減った中でも松江市立中央図書館がリニューアルオープンし、貸出しが大幅に増加したことと、あと、県の推計人口が64万から63万に減ったことで、増減がありませんでした。ただ、県全体で見ますと、昨年度より貸出冊数が増加したのは、松江市を含め12館だけで、コロナ前の貸出しに、いまだ戻っていない状況です。

④の遠隔地貸出サービスの利用件数ですが、令和5年度は、絵本バッグも入れて862件でしたので、微増しています。昨年11月にオンラインによる利用登録を開始しましたので、その影響もあるかと思っています。令和6年度の利用件数は883件ですが、本の冊数で見ますと2,163冊ございました。ですので、①の相互貸借冊数にこの冊数を加えますと1万1,693冊になりますので、①と④の指標については、それぞれの数値に影響する関係にあるかなというふうに思っております。

次の⑤のバリアフリー資料の貸出冊数ですが、令和6年度から新たに設けた指標で、大

活字、点字、デジタル図書、LL資料の貸出冊数を指標にしたものです。令和6年度は2,555冊でした。内訳を見ますと、貸出しが多いのは大活字本です。LL資料も利用はありますが、そもそも所蔵数が少ないので、貸出冊数はそこまで伸びていない状況です。デジタル図書につきましては、昨年11月にデジタル図書ダウンロードサービスを開始しましたので、当館が所蔵しているCDの形式での資料の利用は、今後減少すると思われませんが、令和7年4月時点での蔵書数が2,849冊、バリアフリー資料ではありますので、このジャンルの資料がもっと出版されて整備できれば、貸出冊数も伸びると思っております。今後も出版状況を注視して適宜整備していきたいと思っております。

それから、⑥のホームページアクセス数ですが、利用者アンケートでホームページから情報を入手する人が多かったことから、広報をはかる指標として新たに設けました。令和6年度が19万8,979件でした。

⑦の子どもの本に関する情報提供件数ですが、15件でした。「おすすめしたいこどものほん」のリストの配付や中高生向け図書リストの作成、書評を通じた本の紹介など、様々な形態で子どもの本に関する情報提供を行いました。今後も子どもの読書に関わる方への情報発信に尽力したいと思っております。

⑧の学校司書等を対象にした研修会に対する図書館職員の満足度ですが、5段階評価のうち4.83という結果でした。以前は研修の参加者数を指標にしていたけれども、会場の規模などによっては参加者数が左右されることから、研修の内容を評価するという方法に切り替えました。学校司書研修のほか、専門研修、地域研修で行ったアンケートの結果を基に評価をしています。今後も参加された方の満足度が上がるよう、引き続き参加者のニーズを捉えた研修を提供していきたいと思っております。

⑨のレファレンス受付件数ですが、令和5年度が7,560件ですので、昨年度と比較すると減少しております。レファレンスの調査種別で見ますと、所蔵調査が減っておりますので、本があるかないかという所蔵調査は、利用者がスマホなど自分で調べるようになったことが大きいかと思われれます。実際、令和5年度の所蔵調査だけ見ますと5,674件で、令和6年度が4,509件と、1,165件減少していました。カウンターでも直接スマホを持って検索しながら本を探される方も増えておりますので、今後も所蔵調査のほうは減少するかもしれませんが、反対に、文献調査や事実調査は増減幅が少ないので、こういった点を捉えてレファレンスサービスについて広報するなど、対応していきたいと思っております。

⑩のレファレンス協同データベースでの情報公開件数ですが、50件でした。この指標は、

調べ物をしている人が自分で調べられるよう、便利なツールをどのくらい提供できたかはかる指標として、先ほどの⑨のレファレンス件数とはちょっと反対の構図になっていますけれども、これらのツールの活用は個人だけでなく、例えば、公共図書館や学校に勤務する司書が同じような調査依頼が入ったときに、時短で調査できるツールとしても活用していただいておりますので、今後も提供していきたいと思っております。

⑩のしまねデジタル百科でのデジタル化資料公開点数ですが、絵図など5件を新たに公開いたしました。

それから、⑫の郷土資料の掲載・放映・出展件数について、令和6年度は50件でした。例えば、古代出雲歴史博物館や松江歴史館での資料展示ですとか、テレビでの放映もありましたし、書籍や新聞などの出版物への掲載などがありました。

先ほどの⑩の指標と同じで、島根県立図書館が所蔵している貴重な郷土資料を広く活用してもらうために設けた指標ですので、郷土資料の情報発信を今後も続けていく必要があると思っております。

なお、参考指標としまして、入館者数、個人貸出冊数、受入冊数、蔵書の数を記載しております。前年度と比較すると、全て減となっております。貸出冊数につきましては、松江市立図書館がリニューアルオープンしましたので、閉館していたときに当館を利用していた方が、松江市立に戻ったのではないかと思います。

蔵書冊数ですが、除籍作業というのを並行して行っておりまして、令和6年度は、受入れよりも除籍数のほうが上回りまして、蔵書数が減りました。第2次計画の1年目の進捗状況ということで、まだ最終の目標まで遠いものもありますが、県立図書館の掲げる基本理念の実現のため、第2次を軸に、それぞれの指標を念頭に置いて取り組んでいきたいと思っております。第2次計画における進捗状況は以上です。

○木内議長 御説明ありがとうございました。進捗状況について御説明していただきました。

まず、この件につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

金山委員、お願いします。

○金山委員 質問なんですけれど、蔵書の冊数が除籍によって減ってるっていう、これは、例えば、複本があるものを減らすっていうことは多分にあると思うんですけども、種類というか、本のタイトル数としては減少になってるのか、それとも資料の種別を含めて増えてるのかっていう、そういうところのデータっていうのはお分かりになりますか。

○木内議長 大野課長お願いします。

○大野課長 除籍ですけれども、複本だけではなくて、そのほかのものも除籍しております。除籍要領を設けておりますけれども、こちらのほうを改定しまして、実際、10年以上前の資料で、寄贈で受け入れたもので、利用が一度もないものというのを除籍要領に加えました。ですので、当館のキャパと実際、利用される利用されないということを考えまして、除籍要領の改定、併せて実際の除籍作業を進めたという結果になります。

○木内議長 よろしいでしょうか。

○金山委員 ありがとうございます。

○木内議長 原館長、お願いします。

○原館長 若干補足させていただきますと、今、大野課長のほうが当館のキャパという言い方をしましたが、言ってしまいますと、今まで蔵書を購入すればそれだけ増えてきて、ずっと右肩上がり蔵書を増やしてきたところですが、やはり書庫と申しますか、そういったところで容量等、今後の県立図書館の運営上のことを考えていきまして、苦渋の決断と申しますとあれなんです、図書館にとって除籍するというのは、なかなか身を切ると申しますか、そういうところもあるんですが、やはり今後の運営上のことを考えまして、まずは利用のない、少ない、そういった書籍について、寄贈で頂いたものということで、除籍を始めた、本当、昨年度から本格的に始めたというのが実際です。図書館に期待されるものというところで、どんな本でもあると、そういうことを期待されてる部分もあるかと思うんですが、ちょっと施設上の問題、そういう容量のところ、こういったことをちょっと始めたところ。御理解いただければと思います。

○木内議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員 私、この運営方針及び活動計画の策定の経緯を知らないんで、基本的な質問になるかもしれないんですが、目標とこの指標がいまいちリンクしてない感じがあるので、なかなか評価が難しいなっていうところで、少し、例えば目標を表側において、指標と表頭のほうに並べたクロス表みたいにして、各得点制で、恐らく一つの図書館活動がいろんな目標に関わってくるっていう場面ってたくさんあると思うんで、それはそれできちんと配点システムを考えて、どの分野にでも寄与した図書館活動をしたというふうな感じで、少しこの評価の仕方、一ひねりしてもいいのかなと。多分、これ、目標、この方針と計画

をつくった際に、多分、指標に落とし込む際に、どうもこれミスってんじゃないのかなっていう気もしまして、そこら辺が私の立場からするとやや気になってるので、せっかく皆さん頑張ってるのに、それがきちんと評価されないっていうのは何かむなしなので、そこら辺、もう少し補足指標として何か評価のために、課題抽出のために、何かそういうものを考えてもいいのかなという気がいたしています。

あと、この全体の評価、課題のところを見て、例えば、同じような規模とか、施設目的を持ったような、ほかの図書館の活動実績と比べて、この、例えば、令和6年度のこの数字が優秀な成績を収めたと言えるのかどうかっていうのは、やっぱりこれはある程度横の比較みたいなものも加味して評価しないと、これ、数字を示されても何とも言えないなっていうのが正直あります。ただ、目標年次の令和10年度の数値達成に向けては、まだまだ乖離があるので、その差を埋めていくように、この令和7年度以降、目標年次までは取組にいろいろめり張りをつけながら、例えば今年度だったら、こっちの分野が昨年度手薄だったから、こっちをちょっと頑張ろうねとか、これについては、今期までで十分できたからひとまずお休みして、来期はこっちやってみようねみたいな感じで、少し限られたマンパワーでもありましようから、そこはめり張りをつけて各年度のいろんな取組に落とし込んでいけばいいかなというふうに思いますんで、そこら辺を少し、特にこの計画策定に関わった方を中心に、何か考えていったほうがいいかなと。正直申し上げて、このデータ見ても、果たしていい悪いをどう判断していいのか、よく分からんというところはありましたので、お知らせした次第でございます。

○木内議長 原館長、お願いいたします。

○原館長 耳の痛いというか、御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりと、なんていう言い方をすると、大変、何か分かっていたことならということもあるんですけども、やはり計画をつくる段階で、県立図書館としての役割を果たしていく上で、指標というか、こういう数字的評価に落とし込むというのが非常に苦慮したところです。例えば、そうですね、市町村間のネットワークっていったときに、例えば県立図書館として、今日説明申しました物流の例えばネットワークがあるよと、これを維持する。物流があつて、常に県内の図書館と資料のやり取りができると、そういったことは大切で、これも非常に重要な役割だと思うんですが、じゃあ、これを数字というか指標に落とせるかというのと、そういうものではなく、非常にそれを指標で表すというのは苦慮したところで、御指摘ごもっともだと思っております。言われたところで、どういったことができるか、今日のと

ころで、じゃあ、こうしますとか、そういう話ができるわけではないんですが、いただいた御意見で何ができるか、どういった形でできるか、補足の指標とか補足の、それが数値的なものになるかどうか分からないんですけども、何かを示せるものがないかというのは、これから検討させていただければというふうに思います。きちんとした回答になってなくて申し訳ないんですが、今日のところはそういったところで御理解いただければと思います。

○伊藤委員 全く、この場で、企業経営のように、即成果が出るとか、短期的な視野で何か利益出せみたいな話とは全く違う領域だと思いますんで、多分、これは毎年毎年の積み重ねがあって、例えば令和10年度、目標年次にこのぐらいの理想とする姿に近づくことができましたっていうふうな感じにならざるを得ないと思いますので、逆に、図書館のようなサービスにあまりそういう企業の利益追求みたいな発想を持ち込もうというのはナンセンスだとは思っているんで、やっぱりそこは、あまり数字を追いかけるみたいなことにならないようにしていったほうがいいのかなという気もしますんで、恐らく、私も今回この委員になるに当たって、ホームページにあった議事録、全部読みました。

どの委員さんがどんなことを言ってるかっていうのも、一応、理解した上で、やっぱり皆さん、それなりに行政がやることの限界っていうのも分かっているし、ただ、世間一般から求められるいろんなシビアな要求っていうのもあるしと、その間で結構苦慮しているっていうのはよく分かるので、そこはやっぱり変な無理強いすると、またおかしな方向へ行ってしまって、昔のような何か無料貸本屋に戻りなさいみたいなばかなことを言ってみたりとかいうふうなことにもなりかねないので、やっぱりそこら辺は今に合った形で、慌てず、ゆっくり急いでって誰か言ってましたけど、そういうふうな感じで取り組んでいければいいのかなというふうに思います。

○木内議長 貴重な御意見ありがとうございます。

この件につきまして、もう一方くらいでしたらお時間取れますけども、いかがでしょうか。

じゃあ、中林委員、お願いします。

○中林委員 先ほどの進捗状況の中の⑥番、ホームページアクセス数ですね、これが幾らアクセスしたからどうこうというわけではないんですが、トップページ見させていただいて、非常にメニューがすっきり整理されてて、分かりやすいと思います。一つだけ、新着図書っていうのは、恐らく多くの方がチェックをされることなので、トップページにイベ

ント、展示とか、そういうアイコンはあるんですが、新着図書は、こんな本ありますというところをクリックして初めて出てくるんですよね。恐らく、新しい情報っていうのは、皆さんトップページから入れたほうが、より分かりやすいというか、よく皆さんが使われるものっていうのは、トップページにあったほうがいいと思うので、むしろ、図書館にイベントとかそういうものを求めるよりは、展示とか求めるよりは、恐らく新着図書のほうが関心が高いのではないかというふうに思いまして、それをトップページに昇格させてあげることが可能でしたら、また御検討いただければというふうに思いました。

○木内議長 ありがとうございます。

何かコメントございますか。

○原館長 御意見ありがとうございます。ホームページについては、改修のこともありますので、すぐできるかどうか、対応できるかどうか、費用的なこととか、技術的なこととかあるのですが、いただいた御意見もごもっともな点があるというか、そうだよなと思いつながりながら聞かせていただきましたので、また持ち帰って検討をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○木内議長 ありがとうございます。

続きまして、議事を進行させていただきます。

続きまして、議事（3）です。令和7年度予算について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長 失礼いたします。総務課長の佐藤でございます。私からは、令和7年度予算の概要について御説明をさせていただきます。資料の3をお願いいたします。

令和7年度当初予算を一覧表にしております。表の左端が事業名でございます。事業ごとに、令和6年度当初予算、令和7年度当初予算、前年度当初予算との増減額、右端の備考欄には主な内訳を記載しております。この予算は、昨年度3月のこの協議会におきまして、令和7年度予算案として御説明をしております。予算成立前の要求額の状態御説明をしておりましたが、要求額のとおり県議会で可決をいただいております。

図書館事業費総額は、表の一番下の合計額のところに記載をしております。1億4,010万円となっております。前年度の当初予算額と比較しますと、684万9,000円の増額となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員の人件費単価の改定によるものでございます。図書館予算1億4,010万円の全体像といたしまして、予算額の大きいものから申し上げますと、このうち会計年度任用職員の人件費が5,863万2,000円、資料購入費が3,159万

円、施設維持管理費が1,816万8,000円、図書館情報システム利用料が1,565万8,000円となっております。これらの予算を各事業に分けて管理しており、4つの大分類の事業ごとに御説明をいたします。

まず1つ目ですが、図書館活動推進事業費でございます。これは資料購入費、システム経費、施設維持費など、図書館業務全般に関する経費でございます。小計欄の増減額が302万7,000円の増額となっておりますが、これも主な要因は会計年度任用職員の人件費単価の改定によるものでございます。

また、資料購入費は、価格上昇を見込み、増額を要求しておりました。それ以外の事業につきましては、それぞれの実情に合わせて増減はしておりますが、事業内容につきましては、前年度と大きな変更はございません。

次に2つ目ですが、図書館業務市町村支援事業については、市町村図書館の状況把握や相談業務のための訪問に関する経費でございます。小計欄の増減額が4万2,000円の増となっておりますが、事務費の調整分でございます。

次に、子ども読書推進事業につきまして、こちらは子ども向けの資料購入費や子ども読書普及に関する経費でございます。小計欄の増減額が149万6,000円の増額となっておりますが、これも主な要因は、先ほどと同様に会計年度任用職員の人件費単価の改定によるものでございます。

最後に、郷土資料整備収集事業につきまして、郷土資料の情報収集や古文書購入費に関する経費でございます。小計欄の増減額が228万4,000円の増額となっておりますが、こちらも主な要因は、先ほどと同様に会計年度任用職員の人件費単価の改定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○木内議長 御説明ありがとうございました。

令和7年度予算について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 どうしても今のこの経済情勢見ますと、賃上げ、最低賃金上昇じゃありませんが、どうしても人件費の負担が増していくということで、いろんなとこにしわ寄せが出るというのは致し方ないということで、例えば、これ、今、事業ごととか数字の仕分がこういう格好になってますが、例えば、業務分野別にもう少し人件費配分の比率みたいなものが分かるようなものがあれば、そういうものも併用してみて、必ずしも人手をかけなく

てもいいようなところがもしあるのであれば、そういうところは、小売店のセルフレジじゃありませんけど、来館者の方が自分でおやりいただくみたいな作業に、もし取って代わることができるようなものでもあれば、そういうところはあえて職員を配置せずに、非常にわがままなことかもしれませんが、来られた来館者の方に幾らかやっていただくみたいな発想で、少し、本当に職員さんの手が必要な業務分野、そういうところになるべく人手をかけるようにするとか、少しその辺、企業活動ほどシビアにやることは必要ないとは思いますが、限られたマンパワーをいかに活用するかという観点からすると、もう一段、何か工夫がないと厳しいのかなという感じがいたしました。

特に、システム周りはどうしても、さっき電子書籍の話の中で、お金がかかるというお話ありましたけど、逆にそこへうまく投資することによって、人件費負担分以上の投資効果を得られるっていうケースも出てくるんじゃないかと思えますし、たしかシステム上、テクノプロジェクトさんあたりが協力して構築してたようなものがあつたように、ホームページのほうで拝見いたしておりますが、業者への頼み方によっては、多少、コスト削減にも協力していただける面もあるかもしれませんし、そこはもう一段工夫をしてみるといいのかなという感じがいたします。

これ、議長のほうが詳しいとは思いますが、若手の優秀な司書さんたちの活躍の場を広げるという意味でも、やはりなるべく人はたくさん雇えるんだったら雇って、現代に合ったいろんな図書館司書の活躍の場を広げるという意味でも、やっぱりもう一つ考えていかないとちょっとどうかなという気もしますので、そこは工夫してみたほうがいいかなという感じです。

これだけ表側のこの書きぶり見ますと、どこにどの程度その人件費かければいいのかっていうのがいまいち見えてこないところもありますので、そこは見せ方の問題かもしれませんが、工夫いただけると、我々もこうやって外から見る側も理解が進むかなというふうに思いましたので、お話しいたしました。

○木内議長　じゃ、原館長のほうからコメントお願いします。

○原館長　御意見ありがとうございます。先ほど限られたマンパワーとか言っていたところもありまして、そういった中で、職員の手を必要以上にかけないとか、例えば、最近の図書館でいうとセルフ貸出機とか、本当にいろいろ技術が進んでるところもあります。費用対効果とか、図書館も、こういう言い方をするとあれなんですけど、利用される方というのは結構高齢の方が多いところもありまして、どこまでそういったことに対応して

いただけるかっていう部分もちよっとありますが、最初の、かけるイニシャルコストというか、その部分とかもありますし、図書館としては、やっぱり図書館サービスに力を入れたいというのも確かですので、そういう何か、省力化じゃないんですが、できることは検討していかないといけないという意識は常に持っておりますし、できることからというのはちよっと考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

資料につきましては、また検討させていただければと、見せ方といいますか、そういったところですね、させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○木内議長 ありがとうございます。

じゃ、もう一方ぐらいいかがでしょうか。井上委員。

○井上委員 資料の購入費に関してです。松江市の例でまた申し訳ないですが、松江市は中核市の中で、市民1人当たりのこの資料購入費がものすごく低いところに位置しているそうです。というところを知って、ちょっと愕然としたんですけど、もっとそこへお金をかけないといけないんじゃないかというような、もっと増やす努力をしないといけないんじゃないかっていうようなところで少し議論になりましたが、島根県の場合はほかの県と比べて、この資料購入費に関しては、県民1人当たりっていうところで考えるとどの程度なんでしょうか。

○木内議長 大野課長、お願いします。

○大野課長 すみません、はっきりとした数字は申し上げることが難しいんですけども、今、47都道府県ある中で、島根県立図書館の資料購入費は、30位台から40位台ぐらいです。ですので、最下位のほうではないんですけども。と考えますと、人口比率でいうと中位ぐらいになるのかなというふうに思っております。

○木内議長 ありがとうございます。ちよっと時間が迫っておりますので、進めていきたいと思えます。

続きましては、議事（4）のその他についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○寺本読書普及指導員 失礼します。社会教育課の寺本と申します。この場を借りて1点ほど情報提供をさせていただきます。皆さんのお手元に、ビブリオバトルというチラシを置かせていただきました。全国高等学校ビブリオバトル2025島根県大会が、今年度は12月13日土曜日に、島根県立大学松江キャンパスで開催します。今月中頃に各高校に案内をお配りしまして、一般参加者も募集しますので、県のホームページのほうから申し込んでいただきます。この大会でチャンプ本になった生徒さんは全国大会のほうに招待もされま

して、昨年度は浜田キャンパスで行ったんですけれども、出雲農林高校の生徒さんがチャンプ本になられまして、全国大会ではベスト8になられました。ここで高校生たちが本の紹介をしたりして、本を読むきっかけにもなったりしている大会です。今までの大会の様子はまた社会教育課のホームページにも載せておりますので、よろしかったら御覧ください。以上です。

○木内議長 ありがとうございます。

あとは、事務局から何か御説明等はあるでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、今までの説明、その他含めまして、全体を通して御質問、御意見等、委員の皆さんからありましたらお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ほかの委員の方も、表現は違えど御指摘であったんですが、恐らく今後、いわゆる著作物というものの形が、今までであったようなこういう紙の冊子状のものからデジタル情報の形で、それもパッケージ型のもの、CD-ROMとか、ああいうパッケージ型のものから、さらには、ネットワークで供給されるっていう形のものへ変わっていくのはもう間違いないという外部環境があるわけですし、そうすると、図書館のあるべき姿というの、恐らく、今までのように本を持った状態で、それを皆さんに必要に応じて貸すという形は多分維持できなくなるんだろうなということで、そうすると、ネットワーク型の著作物の提供というものと、ハイブリッド型の図書館を目指さざるを得ないということになると思うんですが、私、今回、委員になるに当たって、ほかの委員の方のいろんな御発言等々、読んでみたんですが、やはり皆さん、言い方はいろいろでしたけど、そういったハイブリッド型の図書館に対して、どういう姿勢で臨もうとしているのかというふうなことをおっしゃってたんじゃないのかなというふうにも思われますし、たしか議長もそういった御発言をされていたように読みましたが、そこら辺、多分、この令和10年度までの計画の中では、恐らく収まらないような大きなテーマだと思うんですが、その辺についてのあるべき姿像みたいなものっていうのは何かお持ちで、今後そういった方向へ進んでいくのか、あるいは、こういった冊子型のいわゆる昔ながらの著作物が廃れるのと一緒に、この図書館も消えてなくなってしまうのか、そこら辺についてやはり、どなたかもおっしゃってましたけど、もう手を打っていかないと間に合わないっていうふうな問題意識も多分強まっていると思うので、そこら辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○木内議長 原館長、お願いします。

○原館長 ありがとうございます。いわゆる、電子書籍をどう扱っていくかという、そういう話、具体的に言うとそういう話なのかなという部分もありますが、まず、紙の本はなくなるということはないのではないかとすることは、今思っている部分はまずあります。そういった面を含めて、ハイブリッド型ということになっていくかと思うんですが、今現在の図書館における電子書籍というと、一般の人が手軽にスマホでどンドンみんなこうやって読んでる時代だと思うんですけども、そういうところと、若干、図書館で提供できる電子書籍というのが、今現在は形が違っている。図書館で読める電子書籍っていうのは、一般で読める人、例えばベストセラー本が図書館で今、読めるわけではないとか、そういう状況にある中で、当然、本当は島根県としても電子書籍っていうのは、向かって行くべきところだと思っているんですけども、今、先ほどもおっしゃった、限られた資料費の中で、図書館としては紙の本よりも電子書籍のほうが今ちょっと割高なイメージとなります。同じ冊数というか、パッケージのところ。そういった中で、今、電子書籍に振り分けていくっていうのは、今の島根県の財政と今の県立図書館の予算の規模ではちょっと難しいという、今現在は思っております。ただ、いずれにしても、電子書籍は必ず向かっていかないといけないところだとは思っておりますので、近いところというか、今もずっと検討はしてるんですが、まだ時期尚早ではないかというところで、なかなか進めていないところで、県内でいうと、出雲市立図書館さんが導入されます、松江市立図書館さんも導入されます。そういうふうが増えていくところで、隠岐の島町さんからも、県がイニシアチブを取るべきではないかと、そういう御意見もいただいたところで、本当にその点では、県として先行の有益な、優良事例としてお示しできていないところは、申し訳ない部分はあるんですが、いずれにしても図書館としては、いずれ電子書籍もあって、図書館に赴くことなく、それこそ障がいのある方であったり、高齢の方であったり、バリアフリー図書として電子書籍っていうのは非常に有益なものだと思いますし、そういったところと、決してなくなるであろう紙のものと、ハイブリッドとして両立させていくべきものだというふうに思っておりますが、今明確に、じゃあ、どの時期でとか、どういうふうに使っていくべきかというのは、お示しすることはできないんですが、今時点の県立図書館としては、いずれ導入するものというふうには考えております。なかなか回答にならないところで申し訳ないんですが、そういう状況でございます。

○伊藤委員 といいますのも、今回、私、委員になるに当たって、この体系図をお示しいただいておりますが、この具体的な施策のところまで読んでみると、うまくまとまってい

て、必ずしも本を貸すと、リアルの本を貸すというところにあまりこだわっていないという
んでしょうかね。そういうふうな計画の体系に思えまして、ということは、ある意味これ
はそういうハイブリッド型図書館、新しい形の図書館に我々は向かっていきますよという
静かな意思表示にもなるのかなというふうにも読めましたものでして、だとすれば、これ
はかなり意欲的な、かなりアグレッシブな体制なのかなというふうにも読めましたもので、
だとすると、私が騒いでどうこうできるものではないですが、必要なお金が出てくれば、
そういうものは地域全体としてもやっぱり資金面では応援する必要が出てくるんでありま
しょうし、本気で図書館DXに取り組むということであれば、恐らく、何らかの御支援は
しなくちゃいけないんでしょうし、私が頭取じゃないんで何とも言えませんが、多
分そういうふうな方向をある程度視野を持ちながらのことなのかなと思いましたので、お
尋ねした次第でございます。

○木内議長 金山委員。

○金山委員 私は松江で生まれて、ずっとまだ松江城の中に県立図書館があったときから
ずっと県立図書館を利用してる者なんですけれども、やっぱり県立図書館っていうところ
は、蔵書も大切ですけども、やっぱりそこへ何かを、行けば自分の欲しいものが分かる
とか、調べ物をしてもらえる、やっぱりそこが、図書ばかりではなくて、その人材がいて
こそその県立図書館だとすごく思っておりますので、そういった意味では、やっぱり県立図
書館がやっぱり図書館として歴史をずっと引き継いでいって、歴史を保存して、それを次
世代に継承していく役割ってというのが、図書館としては第一義なのかなと。もちろん、読
書普及っていうところは大切だとは思いますが、そういう視点でもって、電子書
籍化ですとかっていうところは、時代に沿って流れていかないといけないと思いますけ
れども、やっぱりそういう県立図書館としての存在っていうものをやっぱりしっかりと県
にはアピールして、県民にはアピールしていかなきゃいけないでしょうし、今、言われた
ように、山陰合同銀行さんだとか民間だとか、そういうような支援でもって、もうちょっ
と図書の普及が広がるとか、そういうところは、とてもこの協議会に企業の方が入ってお
られるっていう役割もあると思うので、なかなかこの600万円しか予算がアップになっ
ていないのねってというのは、私としてはちょっと愕然としたところであって、しっかりと
知の、知識の拠点であるところに対して、本当は県はもっと注力していくべきところだ
と思うので、そういうところについては、こういう協議会に参加しているメンバーですとか、
企業を挙げて県のほうに必要性っていうのは話を通していかないといけないのかなと改め

て思いました。

○木内議長 ありがとうございます。皆さん、御意見ありがとうございました。少しオーバーしましたけれども、これで議事を終了したいというふうに思います。

本日は御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

では、進行を事務局のほうに戻しますのでよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 皆様、長時間にわたりまして御議論いただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、館長が御挨拶をさせていただきます。

○原館長 皆様、本当に今日はいろいろな御意見聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。図書館としても、この協議会で新たな委員さんをお迎えして、また、新たな2年間に向かって始まったところです。先ほどの中期計画につきまして、2年目ということをお願いしましたが、令和10年度まで粛々とやっていくということではなく、皆様の御意見をいただきながら、図書館として運営を、PDCAじゃないんですが、チェックして、次の改善をしていく、そういったことをやっていながら、よりよい、皆さんに利用していただける、そういう県立図書館を目指していきたいと思っております。

今日は本当にいろいろな意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

○佐藤課長 それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回島根県立図書館協議会を終了させていただきます。

なお、次回の本協議会の開催でございますが、年が明けまして2月から3月を予定しております。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。